

# 檀原市森林整備計画書の 変更計画書

自 令和 5年 4月 1日  
計画期間  
至 令和15年 3月31日

令和5年3月31日 檀原市公告第27号で公表【策定】  
令和6年3月28日 檀原市公告第39号で公表【変更】

奈 良 県  
檀 原 市

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	目指すべき森林への誘導方針（森林整備の基本方針）	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の遵守及び森林の整備に関する事項	8
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
2	天然更新に関する事項	13
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	14
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準	15
5	その他必要な事項	15
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	15
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
3	その他必要な事項	17
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
3	その他必要な事項	22
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を 促進するための方策	23
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
5	その他必要な事項	23
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	23

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	2 3
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	2 3
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	2 4
4	その他必要な事項	2 4
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	2 4
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び 作業システムに関する事項	2 4
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	2 4
3	作業路網の整備に関する事項	2 4
4	その他必要な事項	2 4
第8	その他必要な事項	2 4
1	森林環境管理に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 4
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 5
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 5
4	その他必要な事項	2 5
III	森林の保護に関する事項	2 5
第1	鳥獣害の防止に関する事項	2 5
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 5
2	その他必要な事項	2 6
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 6
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 6
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 7
3	林野火災の予防の方法	2 7
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 7
5	その他必要な事項	2 8
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	2 8
1	保健機能森林の区域	2 8
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	2 8
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 8
4	その他必要な事項	2 8
V	その他森林の整備のために必要な事項	2 8
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 8
2	生活環境の整備に関する事項	2 9
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 9
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 9

5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	29

この市町村森林整備計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定に基づき、橿原市森林整備計画の一部を変更するものである。なお、この変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

橿原市は奈良県のほぼ中央に位置し、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接し、総面積は 3,956ha で、本計画対象民有林面積は 141.91ha である。スギを主体とした人工林は 48.24ha であり、人工林率は 34% で県平均よりかなり低い値である。人工林は本市の南部地域に分散しており、施業の共同化が行いにくい状況にある。

### 2 目指すべき森林への誘導方針（森林整備の基本方針）

林業・木材産業の低迷により豊富な森林資源が利用されていないこと、また、過疎化や高齢化も相まって施業放置される森林が増加し、森林の有する公益的機能の発揮に対する悪影響が懸念されることから、県は独自の新たな森林環境管理制度を構築すべく令和 2 年 4 月に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」（以下「森と人の共生条例」という。）を施行した。

#### 森林環境の維持向上

適地適木（標高、地形、地質、気候等の諸条件を考慮して樹種を選定することをいう。）による造林及び適時かつ適切な方法による保育、伐採等を行うことにより森林の 4 機能を高度に発揮させること。

#### 森林と人との恒久的な共生

豪雨により発生した土砂の崩壊による災害等森林に関する脅威を理解した上で、森林がもたらす恵沢を安定的に享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続けること。

「森と人の共生条例」では、森林の多面的機能を森林資源生産機能、防災機能、生物多様性保全機能、レクリエーション機能の 4 つに区分し、さらにこれら機能を最大限に発揮させることを目標としたものである。

また、県は「森と人の共生条例」では森林の 4 機能を高度に発揮させるために、県内の民有林を「恒続林」・「適正人工林」・「自然林」・「天然林」の 4 つの目指すべき森林に誘導することとしている。

#### 恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林。

#### 適正人工林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの。

#### 自然林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの。

## 天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林。

本市においても目指すべき森林へ誘導するよう、森林の個々の自然条件等に応じた適切な施業を行うこととする。

(目安となる地形・基盤条件)

### ①恒続林

- ・現況が人工林
- ・標高が 1,200m 未満 (スギ、ヒノキ等の生育に適した標高)
- ・傾斜が 40 度未満 (土砂の崩壊等の災害リスクを考慮)
- ・道路からの距離が 50m 未満 (車輻系での集材を想定)

### ②適正人工林

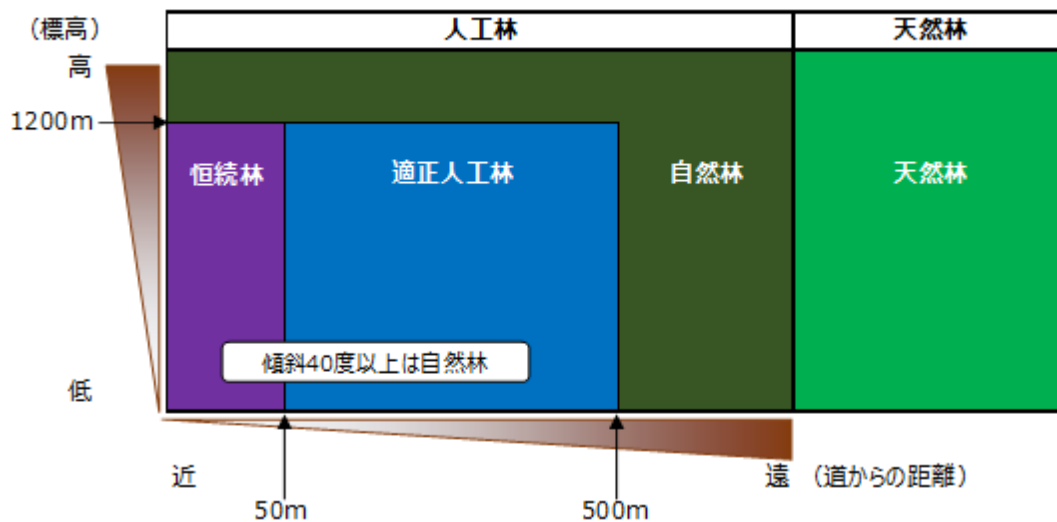
- ・現況が人工林
- ・標高が 1,200m 未満 (スギ、ヒノキ等の生育に適した標高)
- ・傾斜が 40 度未満 (土砂の崩壊等の災害リスクを考慮)
- ・道路からの距離が 500m 未満 (架線系での集材を想定)

### ③自然林

- ・現況が人工林
- ・標高が 1,200m 以上
- ・傾斜が 40 度以上
- ・道路からの距離が 500m 以上

### ④天然林

- ・現況が天然林



(参考) 目指すべき森林の目安となる状況のイメージ

(基本的な考え方)

①恒続林

- ・ 木材生産を目的とした森林
- ・ 地域の特性に応じた樹種が複数存在
- ・ 複数の樹齢・高さで構成
- ・ 択伐による木材生産が保育にもなり環境が維持される
- ・ 非皆伐
- ・ 天然更新を可能な限り採用

②適正人工林

- ・ 木材生産を目的とした森林
- ・ 人工造林を代表するスギ・ヒノキ等の一斉林
- ・ 間伐をはじめとする保育により環境が維持される
- ・ 皆伐を前提（皆伐後は速やかな再生林）

③自然林

- ・ 木材生産を主目的としない森林
- ・ 地域の特性に応じた樹種
- ・ 複数の樹齢・高さで構成
- ・ 自然の遷移により環境が維持される
- ・ 非皆伐

④天然林

- ・ 木材生産を主目的としない森林
- ・ 地域の特性に応じた樹種
- ・ 複数の樹齢・高さで構成
- ・ 自然の遷移により環境が維持される
- ・ 非皆伐

(1) 檀原市における森林の4機能ごとの環境管理方針

(地域の目指すべき森林資源の姿)

「森と人の共生条例」に基づく森林の4機能の発揮及び4区分への誘導に取り組む一方、「全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」（以下「全国森林計画の目標・基本的事項」という。）第1表(森林の整備及び保全の目標)及び、第2表(森林の整備及び保全の基本方針)との関係については、次の表を目安とする。

## 森林の有する4つの機能

<p><b>■ 森林資源生産機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○木材等生産機能 木材 食糧、肥料、薬品その他の工業原料 緑化材料、観賞用植物、工芸材料</li></ul>	<p><b>■ 防災機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○山地災害防止機能／土壤保全機能 表面侵食防止、表層崩壊防止 その他の土砂災害防止 土砂流出防止 土壤保全（森林の生産力維持） その他の自然災害防止機能</li><li>○水源涵養機能 洪水緩和、水資源貯留、水量調節</li></ul>
<p><b>■ 生物多様性保全機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○生物多様性保全機能 遺伝子保全、生物種保全、生態系保全</li><li>○快適環境形成機能 気候緩和、大気浄化 快適生活環境形成</li></ul>	<p><b>■ レクリエーション機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○保健・レクリエーション機能 療養、保養、レクリエーション</li><li>○文化機能 景観（ランドスケープ）・風致 学習・教育、芸術 宗教・祭礼、伝統文化 地域の多様性維持（風土形成）</li></ul>

様々な事情・理由により森林の適正な整備・保全が行われていない施業放置林が、本市内に散見されるが、防災機能を充実させる必要がある人工林について恒続林に誘導する取り組みを推進すること、またレクリエーション機能として史跡等と一体となる人工林及び天然林について森林整備を推進することで、施業放置林の解消に取り組む。

その他本市内森林の個々の自然条件等に応じた適切な森林施業を行うことで、目指すべき森林区分に誘導し、森林の有する多面的機能の高度発揮に努める。



第1表 (全国森林計画の目標・基本的事項)森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本目標

機能の区分		望ましい森林の姿
防災機能	水源涵養機能 <small>かん</small>	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。
	山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力や災害を緩衝する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。
森林資源 生産機能	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定量や成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。
生物多様性 保全機能	生物多様性保全 機能	原生的な森林生態系、奈良県版レッドデータブックに記載された希少野生動植物が生息・生育する森林、水辺や陸地の双方にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林とする。
	快適環境形成機能	大気の浄化、騒音や風を防ぐ等良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っている等汚染物質の吸着能力や、騒音や風に対する遮蔽能力が高く、様々な被害原因に対する抵抗性が高い森林とする。
レクリエー ション機能	保健・レクリエー ション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理されるとともに、四季折々の彩りにあふれた多様な樹種等から構成され、また住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育活動に適した施設が整備されている森林とする。
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

第2表 (全国森林計画の目標・基本的事項)森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
防災機能	水源涵 <sup>かん</sup> 養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵(かん)養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p>
	山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い安心・安全な県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。特に溪畔林については、土砂災害発生時に流木の発生源となることから、適切な森林整備を推進するとともに、必要に応じて広葉樹への樹種転換を図る。</p>
森林資源生産機能	木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

生物多様性 保全機能	生物多様性保全 機能	<p>全ての森林は多様な生物の生息・生育の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を考慮した順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、奈良県版レッドデータブックに記載された希少野生動植物が生息・生育する森林、水辺や陸地の双方にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
	快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する彩り豊かな森林とする施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p>
レクリエー ション機能	保健・レクリエー ション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るとともに、彩り豊かな樹種からなる森林整備を推進する。</p>
	文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類等により発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

## (2) 新たな森林環境管理制度の推進体制

### (森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策)

(1) を推進するため、県は令和3年4月にフォレスターアカデミーを開校し、新たな森林環境管理制度を担う人材として森林環境管理士・森林環境管理作業士を養成する。さらに、県は目指すべき森林への誘導、森林環境の維持向上に関する技術及び知識の普及指導等を担う専門職員として、市町村と協議・調整のうえ、市町村を長期間担当する奈良県フォレスターを配置する計画である。

本市においても、県と協議・調整し奈良県フォレスターの配置について検討するとともに、市、各事業体や国及び県機関がそれぞれの役割を果たす中で、森林環境の維持向上に取り組む。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化にあたっては、森林所有者、林業事業体、市町村等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の共同化など、森林・林業諸施策の総合的・計画的な実施を図る。また、奈良県フォレスター、森林総合監理士や森林施業プランナーとも連携し、森林所有者等への指導を行う。

## II 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の遵守及び森林の整備に関する事項

「森と人の共生条例」のもと、森林環境の維持向上に取り組むための具体的な作業方法、特に本条例第16条に規定する「間伐木を残置するときの措置」及び本条例第17条に規定する「適切な方法による皆伐等」や、森林法第10条の8第1項、第2項に規定する伐採・更新に関する手続きの適正化など、森林所有者及び林業従事者が留意すべき事項をまとめた「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するほか、次の事項により施業を行うこととする。

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

主伐の時期は第4表（標準的な施業体系ごとの主伐時期の目安）を目安として定めることとする。なお、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域における平均的な伐採齢及び森林の構成を考慮して主要樹種ごとに第3表に示す林齢を標準伐期齢として定める。ただし、標準伐期齢は地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるための林齢ではない。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

単位 林齢：年

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	主として天然 下種によって 生立するその 他広葉樹	主としてぼう 芽によって生 立するその他 広葉樹
全域	40	45	40	15	45	45	20

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。立木の伐採を行うにあたっては、気候・地形・土壌等の自然的条件、森林資源の既存状況、花粉発生源対策など森林に対する社会的要請、施業制限の有無及び木材需要の動向等を考慮するものとする。なお、伐採跡地については流域の自然条件や前生樹等に応じ人工造林又は天然更新を実施する。

### (1) 人工林

#### ア 皆 伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐を実施するにあたっては、気候・地形・土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1カ所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。1カ所当たりの伐採面積は20haを超えないこととし、必要に応じ保残帯を設けるものとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等を図るため、溪流周辺や尾根筋等に応じ保護樹帯を設置するものとする。

人工林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとするが、主伐の時期は第4表を目安として定める。

第4表 標準的な施業体系ごとの主伐時期の目安

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安 (年)
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	30cm	40
	造作材	中仕立	38cm	80
ヒノキ	芯持柱材	密仕立	20cm	45
	造作材	中仕立	26cm	90

#### イ 択 伐

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、単木・帯

状又は樹群を単位とし、伐採区域全体において概ね均等な割合で一定の立木材積が維持できるよう伐採を行うものとする。また、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう伐採するものとする。複層状態の森林に確実に誘導する観点から、天然更新が困難な場合には植栽による更新を図ることとする。

## (2) 天然林

### ア 皆 伐

天然下種による更新またはぼう芽による更新が確実な森林を対象とする。アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分では、1カ所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽により更新し、短伐期の伐採を繰り返し行ってきた林分では、森林生産力の維持増進を図るため、原則として標準伐期齢を下回る林齢による伐採は避けることとする。また、1カ所当たりの伐採面積は20haを超えないこととし、必要に応じ保残帯を設けるものとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等を図るため、溪流周辺や尾根筋等に必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。

### イ 択 伐

複層林施業または天然生林施業による更新を対象とする。確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、伐採面積・材積の規模、母樹の保護等について配慮するとともに、伐採時期については、天然稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を考慮し適切な時期を選定するものとする。また、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう伐採するものとする。

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、伐採に当たっては、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を考慮して行うこととする。土壌の保全、自然環境の保全、種の保存等のため、禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

幼齢林の主伐は、森林の立地条件を悪化させ、森林の生産力を低下させる要因となる。従って、第5表に記した林齢に満たない森林は主伐を見合わせる林分とする。ただし、下記の①～⑤の森林は除外する。

第5表 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

単位 林齢：年

地区	スギ	磨丸太仕立スギ	ヒノキ	マツ類
全域	25	10	25	25

- ① 保安林、保安施設地区の森林、森林法施行規則第10条に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけている森林
- ② 特用林及び自家用林
- ③ 樹種及び林相の改良が予定されている森林
- ④ 試験研究の目的に供している森林及びその他これに準ずる森林
- ⑤ その他、幼齢林の伐採による弊害がないと認められる森林

## 第2 造林に関する事項

伐採跡地の更新については、次の1～5によるもののほか、「ガイドライン」を遵守し確実な更新を図るものとする。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行う事が適当である森林のほか、木材等の生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林対象樹種は、適地適木に配慮しながら、立地条件・造林種苗の需給動向及び木材の需要の動向を考慮しながら、第6表のとおり選定するものとする。

また、苗木の選定については、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

第6表 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、奈良県フォレストー、森林総合監理士、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種については、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を考慮して、第7表のとおり仕立ての方法別の標準的な植栽本数を定めることとする。

第7表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立	6,000	
	中仕立	4,000	
	粗仕立	2,000	
ヒノキ	密仕立	6,000	
	中仕立	4,000	
	粗仕立	2,000	
その他		慣行の植栽本数	

なお、複層林化を図る場合の下層木については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

特に「恒続林」又は「自然林」について、小面積の群状又は帯状の伐採跡地において最終的に想定する林況を考慮の上、地域特性に応じた樹種及び植栽本数を選択することとする。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、奈良県フォレスター、森林総合監理士、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

人工造林を行う際には、必要に応じて第8表の作業を実施するものとする。施業を行うにあたっては、気候その他の立地条件及び既存の植え付け方法に配慮する。また、活着性の高さや植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用を推進し、伐採と造林の一貫作業システムの推進に努めるものとする。

第8表 その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある個所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	三角植えか、列植えとする。
植栽の時期	3月～4月中頃までに行うものとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、Ⅱ-第2-3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採



に係るものについては、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採後5年を超えない期間とする。

また、それ以外の森林において人工造林を行う場合、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に準ずるものとする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況・母樹の存在など森林の現況・気候・地形・土壌等の自然的条件・林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において、天然下種更新及びぼう芽更新により行う。また、別添に定める更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、自然条件、既往の成林樹種及び周辺環境等を勘案して第9表のとおり定めるものとする。

第9表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、クヌギ、コナラ等有用樹種
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、第10表に示す天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上が林地全体にわたり存在している状態をもって更新完了とする。

第10表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	6,500本/ha

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

また、天然更新にあたって、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、第11表に示す天然更新補助作業を行うものとする。

第 1 1 表 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	掻き起し、枝条処理等の作業をササなどの下層植生により天然下種更新が阻害されている箇所について行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然下種更新の不十分な箇所について行い、植え込み本数は天然稚樹の有無及びその配置状況を勘案して決定する。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には目的のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを実施する。

### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の確認については、別添に示す天然更新完了基準を適用するものとする。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、第 1 1 表で示す天然更新補助作業又は人工造林により確実な更新を図るものとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り林地の荒廃を防止するため、天然更新によるものは速やかに更新を図るものとし、更新が図りがたいところは、補植等により、確実な更新を図るものとする。更新時期については、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採後 5 年を超えない期間とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

気候、地形、土壌条件、及び周辺の伐採跡地の天然更新状況等を踏まえ、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な種子を供給する母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害の被害の発生等の観点から、天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

第 1 2 表 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱ-第2-1-(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱ-第2-2-(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

Ⅱ-第2-2-(2)による。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育については、次の1～3によるもののほか、「ガイドライン」を遵守し、適切な施業を行うものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は林木の健全な育成及び優良材の生産と森林の有する公益的機能の維持増進を図るため実施し、その実施すべき標準的な林齢及び標準的な方法は第13表のとおりとする。また、平均的な間伐の繰り返し期間については、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年とする。

第13表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	密仕立	6,000	20	27 ～ 30	34 ～ 40		劣勢木及び上層木のうち、形質不良木や損傷木、枯損木などを主体に形質不良木等に偏ることなく、残存木の配置を考慮して間伐木を選定する。毎回の間伐本数はその時の立木本数の20～30%を目途とする。	
ヒノキ	密仕立	6,000	22 ～ 25	30 ～ 35	40 ～ 45			

## 2 保育の種類別の標準的な方法

立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため必要な保育の作業種別の標準的な方法は第14表のとおりとする。

第14表 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数（上段：林齢 下段：回数）							標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	(7)		
下刈り	スギ ヒノキ							(7)	植栽後、樹高成長を開始し、雑草木と競合が始まる時間から雑草木類の繁茂の状況に応じて、植栽後3年生まで1～2回刈り回刈りを行う。通常、1回刈りの場合、6月から8月中旬まで、2回刈りの場合、6月から9月中旬にかけて実施する。 なお、植栽木の生育状況や雑草木類の繁茂の状況から、施業の省力化・効率化が図られる場合は下刈り回数を減らすことを検討することとする。	
		1-2	1-2	1-2	1	1	1	(1)		
つる切り 除伐	スギ	7-8	14						下刈り終了2～3年経過後、7月頃を目安に行い、林冠がうっ閉し、林木相互に競争が生じた時期に発育不良木、損傷木、過密木、樹勢に欠点のある林木を中心として1～2回、10～25%の除伐時に併せて、つる切りも行い、林木の適正な育成を図る。	
		1	1							
	ヒノキ	8-17	15-16							
		1	1							
枝打ち	スギ	8	10-14	14-20	18-25				林分の樹冠のうっ閉後、除間伐と並行して行い、2～4回実施する。	
		1								
	ヒノキ	9-10	15-17	20-24	25-31					
		1	1	1	1					

## 3 その他必要な事項

### (1) 計画期間内に間伐等を実施する必要がある森林に関する事項

次の条件を全て満たす森林を計画期間内において間伐を実施する必要がある森林とし、その所在等は参考資料のとおりとする。

- ア 森林経営計画が作成されていない森林
- イ 人工造林により成林している森林
- ウ 面積が0.5ha以上の森林
- エ 標準伐期齢未満であれば過去10年以内、標準伐期齢以上であれば過去15年以内  
その間伐履歴が確認できない森林
- オ 森林の有する多面的機能の発揮が困難な森林

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じた当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法については「ガイドライン」を遵守するほか、下記のとおりとする。なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

#### (1) 水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源<sup>かん</sup>養保安林や干害防備保安林・ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水地・溪流等の周辺に存する森林、水源<sup>かん</sup>涵養機能区分の森林等、水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を第15表により定める。

##### イ 施業の方法

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1カ所当たりの伐採面積の縮小及び分散を図ることとする。主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢を下限とし、皆伐を行う場合は伐採後の更新未完了の面積（伐区）が連続して20haを超えないこととする。また、自然条件や地域の実情に応じ、複層林施業等の天然力も活用した施業を推進することとする。森林の区域については、第16表により定める。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源<sup>かん</sup>涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林等、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を第15表により定める。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能／土壌保全機能を基礎とし、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれのある森林や土砂流出防備保安林、その他保安林（防火保安林、保健保安林、風致保安林は除く）及び急傾斜地崩壊危険区域等法令により機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能を基礎とし、都市近郊や里山等地域住民の生活に密接に関わ

りを持った森林や植栽による彩りのある森林。郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。

### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能や文化機能を基礎とし、湖沼、溪谷、史跡・名勝等と一体となって優れた自然美を構成する森林や、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林。

## イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。択伐率の上限を30%（植栽による更新が必要な森林にあつては40%）とする。常に一定以上の蓄積を確保することとし、標準伐期齢時点の立木材積の7割以上の立木材積が確保されるよう適切な保育、間伐を実施するものとする。

それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。伐採率の上限は70%、標準伐期齢時点の立木材積の5割以上の立木材積を確保することとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢を下限とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとする。

それぞれの森林の区域については第16表により定める。

また、機能ごとの森林施業の方法については、次のとおりとする。

### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い地域を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や地域の実情に応じ、複層林施業等の天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、崩壊防止や崩壊土砂抑止の機能が十全に発揮されるよう、広葉樹植栽等による針広混交化施業も取り入れることとする。溪畔林については、土砂災害発生時に流木の発生源となることから、適正な森林整備を推進するとともに、必要に応じて広

葉樹への樹種転換を図ることとする。

### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の多様性を増進する施業、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等適切な管理を推進することとする。

### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。快適な森林環境や優れた森林景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための施業を推進することとする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林道等の基盤施設が適切に整備されている、若しくは整備される予定の森林であり、造林、保育及び間伐を推進することにより、木材需要に応じた樹種、径級の木材生産が期待できる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林として第15表により定める。

この際、区域内においてⅡ-第4-1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

### (2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、単層林施業を主体とするとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適正と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採林齢を標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとする。

その他「ガイドライン」を遵守し、適切な植栽・更新が確保された施業を行うものとする。

## ア 長伐期施業

公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とし、主伐の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。下層植生を適正に維持するために間伐を実施し、林内照度の低下を防止することとする。

また、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防ぐため、一定の蓄積を維持できるように成長量相当分を間伐として伐採することとする。伐採跡地の更新を人工造林による場合については、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

## イ 複層林施業

複層林の造成に当たっては、当該森林の更新が概ね期待できる林齢に達した森林について適度な主伐を実施し、下層木の植栽を行います。主伐後の伐採跡地の更新を人工造林による場合については、早期更新を確保するため主伐の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽するものとする。

複層林は形状比が大きくなり冠雪害に対する抵抗力が低いことに留意する必要がある。造成後は、下層木の適確な生育を確保することと森林の有する公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるよう適切な保育、間伐を実施するものとする。

第15表 公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4ーロ、ヌの一部 5ート、チ、リ、オの一部	15.53
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		

※上記の森林の区域については、付属の図面に示すとおりとする。



第16表 公益的機能別施業森林における施業の方法

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林			
長伐期を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	4ーロ、ヌの一部 5ート、チ、リ、オの一部	15.53
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

※上記の森林の区域については、付属の図面に示すとおりとする。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林施業の共同化を促進するため、施業の効率化、基盤整備等、共同化を行う利点について普及啓発を図る他、森林施業の共同化の安定的な実施を確保するため、必要に応じて施業実施協定の締結を推進するものとする。

#### (2) その他

##### 「森と人の共生条例」に基づく森林区分に関する事項

本市内の森林において、「森と人の共生条例」に基づきIの2に示す「目指すべき森林の目安となる状況のイメージ」に当てはめた場合、令和6年4月1日の状況は第17表のとおりである。

第17表 「森と人の共生条例」に基づく森林区分

森林区分	森林の区域	面積 (ha)
恒続林	別紙図面	20
適正人工林	別紙図面	57
自然林	別紙図面	0
天然林	別紙図面	65

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施するにあたっては、委託事項・費用負担・育成権の委任の程度・既存施設の取扱・損害填補等について、委託者受託者双方の認識に相違のないよう必要な事項をあらかじめ明確にしておく必要がある。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

平成31年4月に施行された森林経営管理法により、「森林所有者は、その権原の属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」とされた。一方、本市内では自ら森林の経営管理を行うことができない森林所有者が存在する事に起因する、管理が行き届いていない人工林が散見される。

そこで森林経営管理制度の活用を図り、市が経営管理権を集積することが必要かつ適当と認められる場合には、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税等を活用し、市町村森林経営管理事業を実施するなど、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画作成に見合わない森林について、市長とその森林を現に所有していると見なされる者が協定締結し、その森林整備を市が実施する手法についても視野に入れることとする。

森林経営管理制度の活用にあたっては、地籍調査の進捗状況を含む地域の実情を踏まえ、道路、学校等公共施設周辺の施業放置林等優先度の高い森林から進めることとする。

## 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

該当なし。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし。

ウ その他必要な事項

特になし。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 森林環境管理に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業事業体の体質強化

該当なし。

## (2) 森林環境管理・森林作業員の養成・確保、後継者の育成

該当なし。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

## 4 その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備、森林空間の総合的な利用の推進について、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等森林施業の合理化に努めるものとする。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景に、ニホンジカ等の野生鳥獣による農林業被害は拡大を見せ、森林・林業被害においては、造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化している。特に、ニホンジカによる被害は深刻で、戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を推進していくことが必要となっていく中、ニホンジカによる森林被害の防止が大きな課題となっている。そこで、これを防止するための措置を実施すべき森林の区域及び防止の方法を定めることとし、次の(1)及び(2)について記載する。

#### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカを対象に森林への被害を防止するための措置を実施すべき森林区域について、林野庁が実施する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を基礎データとし、環境省が公表している「ニホンジカ密度分布図」、県が策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」や「奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」にかかる調査結果を補完データとするほか、森林組合や地域住民からのニホンジカによる森林被害情報や生息状況に関する情報を活用しながら第18表のとおり区域を設定する。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣害防止森林区域内の森林で人工植栽が予定されている箇所を重点的に、次のア又はイに掲げる対策を単独又は組み合わせて実施する。また、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止チューブ、忌避剤塗布等の植栽木の保護措置を地域の実情に応じて適宜選択し実施する。

### イ 捕獲

わなによる捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）、銃器による捕獲等を地域の実情に応じて適宜選択し実施する。

第18表 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	付属図面のとおり	141.91

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況については、各種補助事業による導入実績のほか、現地調査や各種会議、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を必要に応じて行うことにより把握する。対策が必要な地域に対しては、地域一体となった鳥獣害に強い集落づくりの普及啓発、効果的な防護柵（侵入防止柵）の設置に関する県助成事業、国庫補助事業等の活用により被害対策を推進する。また、対策を実施する担い手が不足している場合、併せて人材育成を推進する。なお、ニホンジカの生息状況は、県が行う糞塊密度調査や捕獲数のデータ等を用いて把握することとし、被害状況は、現地調査や森林所有者等からの情報収集等を必要に応じて行うことにより把握する。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林資源の保全のため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

森林病虫害等については、手入れ不足の森林で被害が蔓延することが多いことから、必要な森林施業を行い、健全な森林を維持するよう努めることとする。

駆除を行う場合については、当該森林が果たしている機能及び被害の程度、周囲の土地及び水面の利用状況、地形、水利、林道等諸条件を総合的に考慮し、伐倒駆除、樹幹注入等の方法を選択するものとする。また、被害の拡大を防止するために必要があるときは、伐倒駆除後、自然遷移による樹種転換を図ることとする。

## (2) その他

特になし。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

Ⅲ 第1 1 (1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進する。

特にイノシシについては、近年中山間地域の過疎化による農林業活動の低下に伴う耕作放棄地の増加、里山林の管理不足、捕獲者の減少などにより、イノシシによる農林業被害が増加し農林業者に深刻な打撃を与えている。イノシシによる被害を軽減させるためには、捕獲圧を高めて捕獲頭数を増やすだけでなく、イノシシが集落周辺に生息できない環境を整備することが重要となっている。イノシシの生態を十分に踏まえて、電気柵、防護柵等の被害防除施設を効果的に設置するとともに、集落ぐるみで被害対策を実施する合意形成、人材育成等が必要となっている。このため、被害対策に取り組む地域の指導者の養成、荒廃した里山林の整備、耕作放棄地の解消等による有害獣を寄せ付けない集落ぐるみでの取り組み推進や、研究機関等の支援を受けて安価で効果的な被害防除施設を開発するなど、総合的な被害防止対策を推進する。

被害対策の実施にあたっては、関係行政機関、地域住民、森林所有者、森林組合等の林業事業体、猟友会等関係団体の協力体制を構築する。

野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等についても必要に応じて検討する。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防及び早期発見を図るため、森林所有者や地域住民を中心として自衛消防組織を編成し、森林のパトロールや予防意識の啓発活動等を推進することとする。また、防火帯の整備、山火事予防標識の設置、防火用水等初期消火資機材の配備を必要に応じて実施することとする。これらの取組を住民を含めた地域の関係者が一体となり推進することとする。

過去に林野火災の発生が多い箇所、住宅地が山林に接近している箇所、森林レクリエーション等により入林が多い箇所は特に重点的に予防に努めるものとする。

林野火災は空気が乾燥した風の強い日に多発する傾向にあり、特に冬から春先にかけて多発する傾向にあることから、その期間については特に重点的に予防に努めるものとする。

また、林野火災の発生による損害を填補する森林保険の加入促進に努めることとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除や人工造林のために火入れを実施する際には、森林法に基づき事前に許可申請書の提出を求めるものとする。また、火入れが原因で発生する林野火災を防ぐため、火入れの規模や実施体制等について必要な指導を行うものとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害や病虫害等の被害を受けている森林及び被害を受けやすい森林であって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林は第19表のとおりとする。

第19表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
付属図面のとおり	千塚古墳群周辺地域

### (2) その他

特になし。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画を行うものとする。

ア II-第2-3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II-第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II-第5-3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びII-第6-3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地元産の木材や特用林産物、また林業に関わる伝統技術等を含めた地元の森林資源を積極的に活用し、地域活性化を図るものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

自治会や小中学校、ボランティア団体等による森林整備活動に対する普及啓発・助言・指導等を実施することとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

流域市町村との連携を深め、流域内の市町村が相互に協力し合い森林整備を推進する体制づくりの構築を目指すものとする。また、上流域から搬出された木材を下流域で使用する等、山元と消費者をつなぐ木材ネットワークの構築を図るものとする。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画については第20表のとおりとする。

第20表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
			該当なし

7 その他必要な事項

森林経営管理法施行に伴い、行政や地元住民による森林の見回りや情報提供により、適正な間伐等を行い、森林資源を有効に活用する。また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。